

浜松市公告第 382 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及びその添付書類を、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 16 日

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1)（仮称）イオン西伊場ショッピングセンター A 街区
浜松市中区西伊場町 2300-187
 - (2)（仮称）イオン西伊場ショッピングセンター B 街区
浜松市中区西伊場町 2300-188

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (1)イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
 - (2)イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

株式会社ジンズ 代表取締役 田中 仁
群馬県前橋市川原町二丁目 26 番地 4

株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正
山口県山口市佐山 10717 番地 1

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (1)イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
 - (2)イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

株式会社ジンズ 代表取締役 田中 仁
群馬県前橋市川原町二丁目 26 番地 4

株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正
山口県山口市佐山 10717 番地 1

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和 5 年 11 月 14 日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(1) 2,431 m²

(2) 2,526 m²

6 施設の配置に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

(1)

項 目	届出内容
駐車場の位置及び収容台数	111 台
駐輪場の位置及び収容台数	69 台
荷さばき施設の位置及び面積	113.4 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	44.42 m ³

(2)

項 目	届出内容
駐車場の位置及び収容台数	112 台
駐輪場の位置及び収容台数	72 台
荷さばき施設の位置及び面積	112.4 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	62.73 m ³

7 施設の運営方法に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

(1)

項 目	届出内容	
小売業を行う者の開店時刻	イオンリテール株式会社	午前 8 時 00 分
小売業を行う者の閉店時刻	イオンリテール株式会社	午後 10 時 00 分
駐車場を利用できる時間帯	午前 7 時 30 分から午後 10 時 30 分まで	
駐車場の出入口の数及び位置	3 箇所	

荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設 A1	午前 6 時 00 分から 午後 10 時 00 分まで
	荷さばき施設 A2	午前 6 時 00 分から 午前 7 時 00 分まで

(2)

項 目	届出内容	
小売業を行う者の開店時刻	株式会社ジinz	午前 10 時 00 分
	株式会社ユニクロ	午前 8 時 00 分
	未定	午前 8 時 00 分
小売業を行う者の閉店時刻	株式会社ジinz	午後 8 時 00 分
	株式会社ユニクロ	午後 10 時 00 分
	未定	午後 10 時 00 分
駐車場を利用できる時間帯	午前 7 時 30 分から午後 10 時 30 分まで	
駐車場の出入口の数及び位置	2 箇所	
荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設 B1	午前 6 時 00 分から 午後 10 時 00 分まで
	荷さばき施設 B2	午前 6 時 00 分から 午後 10 時 00 分まで
	荷さばき施設 B3	午前 6 時 00 分から 午後 10 時 00 分まで

8 届出年月日

令和 5 年 3 月 13 日